

下水道使用料制度案について

1. 3案の比較(末尾比較グラフも参照)

① 完全従量制案

- 単純明快な料金制度
- × 使用水量の少ない利用者からは固定的な経費を回収できない。
- △ 節水を促す力が小さい。→累進使用料制の併用も考えられる

② 基本水量制＋累進使用料制案

- 水道料金と同様な料金体系で、市民にはなじみやすい。
- 使用水量の少ない利用者からも固定的な経費を安定して回収できる。
- 累進使用料制と併用することで、基本水量に対する使用料を割安に設定できる。
- 累進使用料制で節水を促すことができる。
- × 使用水量の少ない利用者には基本使用料が割高となる。
- × 基本水量以内では節水しても使用料が変わらないため、節水意欲が薄れる。
- × 大量使用者が節水を進めると、実質的な使用料水準が下がってしまう。

③ 基本使用料制＋累進使用料制案

- 1m³から従量制の部分があるため、使用量の少ない利用者でも節水の効果がある。
- 使用水量の少ない利用者からも固定的な経費を安定して回収できる。
- 累進使用料制で節水を促すことができる。
- × 使用水量の少ない利用者には割高感がある。
- × 資本費などの固定的経費を基本使用料に含めているため、将来固定的経費を使用料対象とした時に基本使用料が高額になる。
- × 大量使用者が節水を進めると、実質的な使用料水準が下がってしまう。

2. その他の論点

① 用途別の使用料体系(家庭用、営業用、など)を採用するかどうか

- ・ 上水道料金についても、全国的には用途別料金体系から口径別(=施設能力)料金体系への移行が図られている。
- ・ 現在は営業用使用者のために施設能力を増大するなどの対応を行っていないため、家庭用と営業用などで料金体系には差を設けない。(案)
- ・ 他自治体で見られる浴場用については、最近岩出市内でも契約事例が出ているため、条例制定までに実体を調査して差を設けるかどうか検討すること。(案)

② 水質使用料について

- ・ 現在の下水道計画において、著しく水質負荷の高い事業所は挙げられていない。
- ・ 水質使用料制を採用すると、該当する水質を排出する事業所を継続的に把握・監視する必要が生じるため、そのための事務処理と経費が生じる。
- ・ 現時点では水質使用料は設定せず、今後下水道施設や下水処理に影響を及ぼすような事業所が立地する時期に再度検討すべきである。(案)

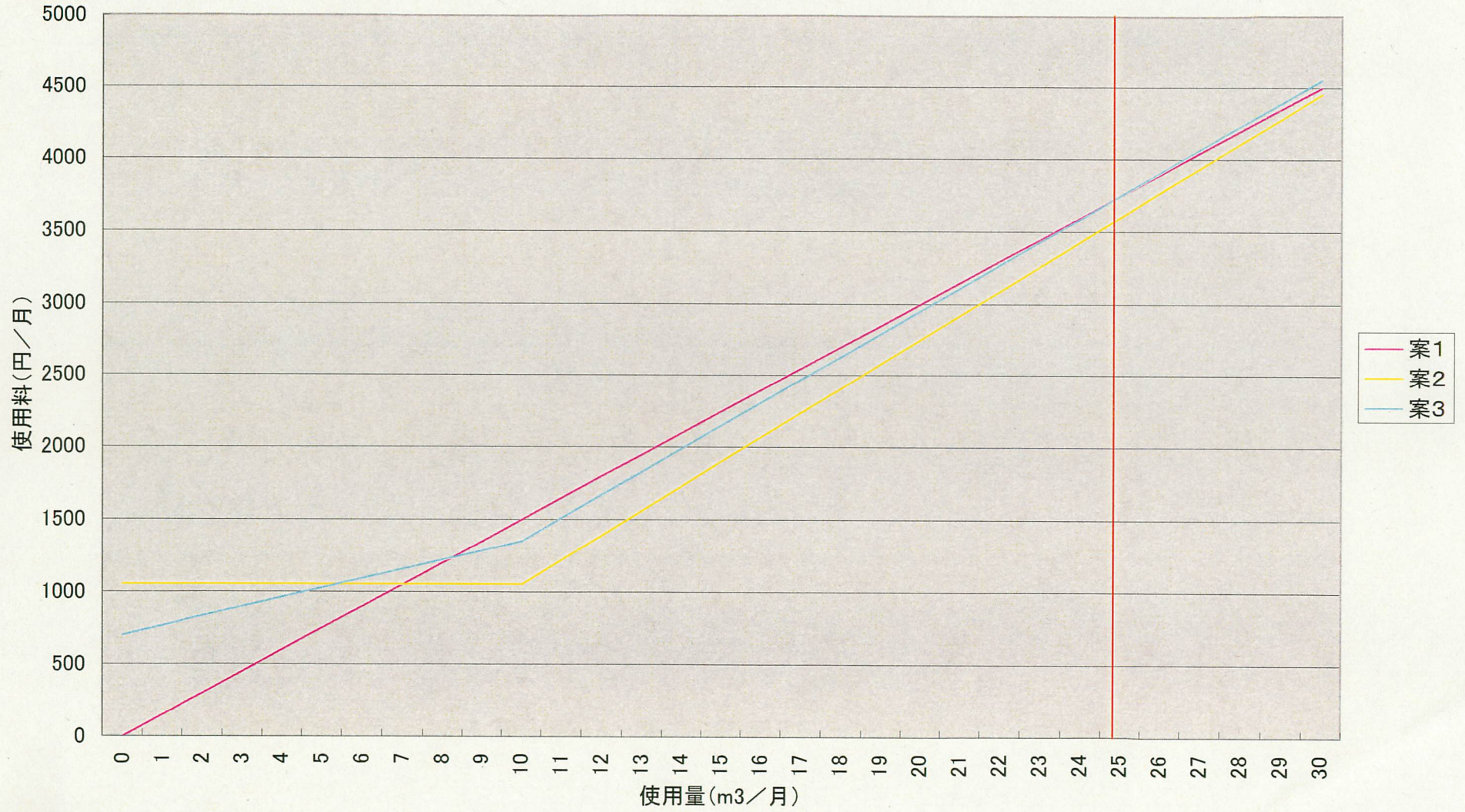
③ 汚水量の算定方法(案)

- ・ 上水道使用者は、水道使用量をもって汚水量とする。
- ・ 井戸水(地下水)を使用している世帯では、世帯人数に一定汚水量をかけて汚水量とする。(伊都処理区では7m³/人の採用例が多い)
- ・ 上水道と井戸水の両方を使用している世帯では、上水道使用量に井戸水のみの汚水量の1/2を合計して汚水量とする。
- ・ 井戸水を営業用を使用している場合や、製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には、別途算定する。下水道使用者が水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量を以って汚水量とする。

④ 累進使用料制について

- ・ 使用者に節水の励行を促すため、累進使用料の水量区分を細分化してはどうか?
- ・ 水道の水量区分と異なって混乱を招くことはないか?

下水道使用料案比較(1~30m³/月)



下水道使用料案比較(1~60m³/月)

